

道路種別の記載方法について

●主に重要事項等に建築基準法の道路種別として記載する際、道路の色記載が紛らわしい場合は以下の通りです。

(道路法による道路も含まれて表記されています。茶色の線とは別の色となります。)

※ 建築基準法では公道・私道の区別はできません。

道路法の道路の管理状況と所有権を確認しご自身で判断ください。

※ 重要な情報になりますので幅員については境界明示書等にて確認してください。

(例)

| 法第42条1項2号 | 法第42条1項4号 |
|---|---|
| <p>都市計画法、土地区画整理法による道路 開発許可による道路も該当します なお、詳細は開発登録簿で確認してください (現況道路として既に整備されている)</p> | <p>道路法、都市計画法等で事業計画のある幅員4メートル以上の道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして特定行政庁が指定したもの (事業実施中で、未だ形態が無い箇所もある)</p> |
| | |
| 法第42条1項3号 | 法第42条2項 |
| <p>建築基準法が適用されるに至った際 (S25年) 現に存在する道で、基準時における幅員が4メートル以上のもの</p> | <p>建築基準法が適用されるに至った際 (S25年) 現に建築物が立ち並んでいる幅員4メートル未満の道で 特定行政庁が指定したもの (大阪府告示第36号昭和26年1月24日指定)</p> |
| | |

※道路がいくつかに分かれている時など、上記とは違う判断になることがあります。

判断が出来ない道路については、窓口にてお問い合わせください。

●その他の道路種別

①建築線

→法第42条1項5号

(例)



②茶色破線と黒色

→法42条に該当しない

③開発許可等にて後退した道路がある場合

→両方の道路種別

- ・法第42条1項1号もしくは法附則第5項 (道路法による道路)
- ・法第42条1項2号 (開発許可にて後退した道路)

(例)



その他判断が出来ない道路については、窓口にてお問い合わせください。